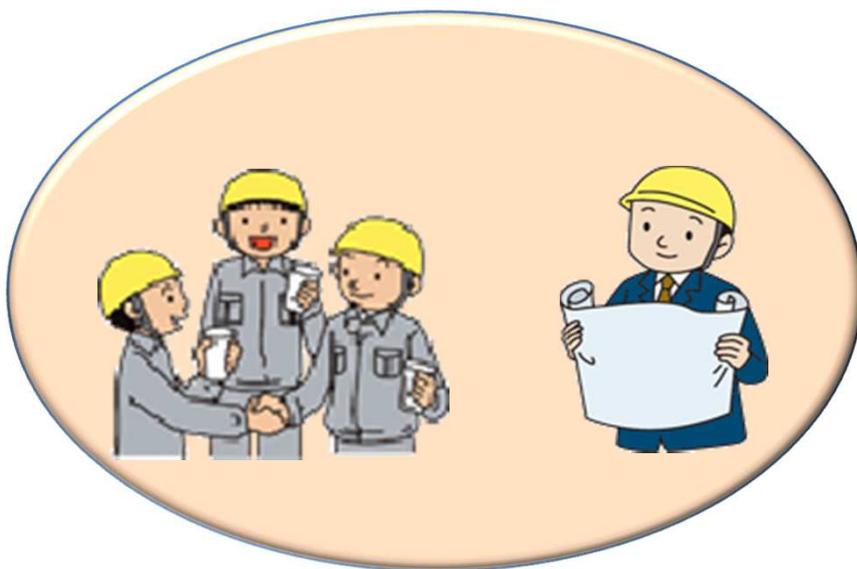


建設業の 労働災害防止対策のポイント

10年間の死傷災害に学ぶ



平成26年（2014年）版
厚生労働省沖縄労働局

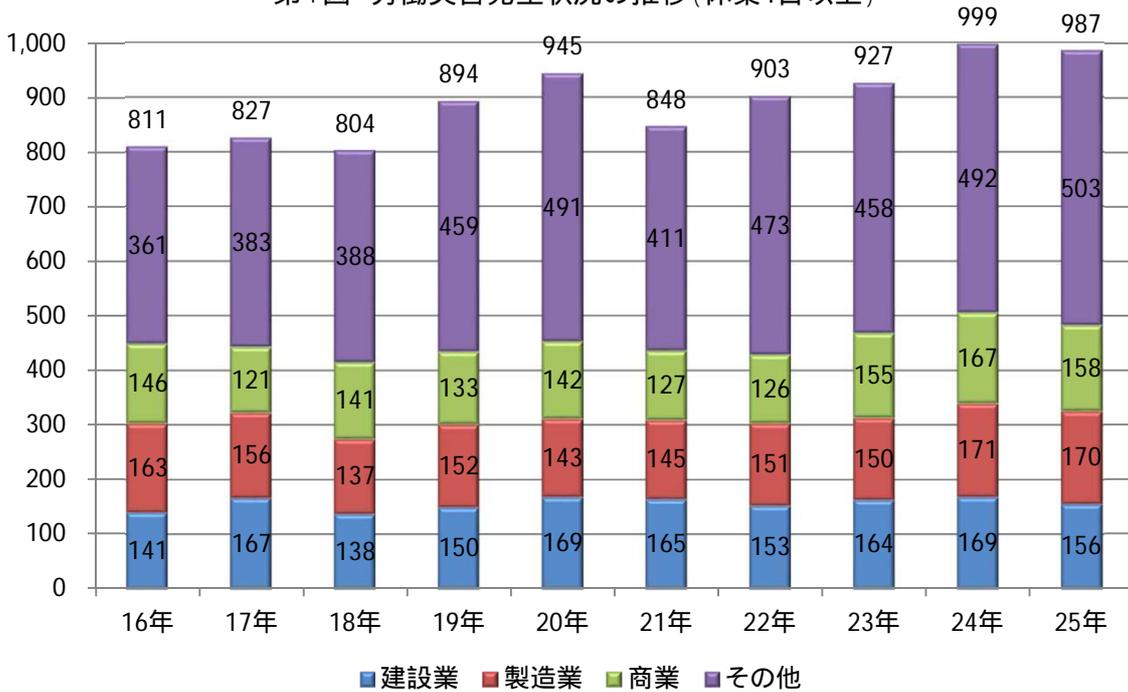
① 労働災害の概況

県内における建設業の労働災害による死傷者数(休業4日以上)は、昭和55年の598人をピークに、平成15年の129人まで長期的には減少傾向を示していたものの、その後は増減を繰り返している。

平成25年は156人で前年比13人減となったが、7年連続で150人を超えている。

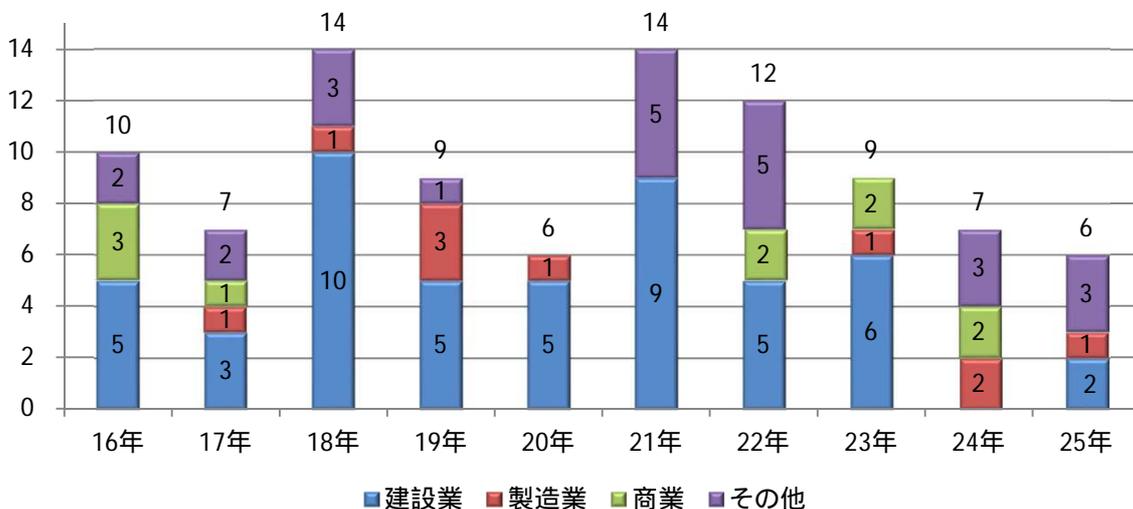
平成25年の業種別構成比は全業種の15.8%を占めており、製造業の17.2%、商業の16.0%に次いで多い。

第1図 労働災害発生状況の推移(休業4日以上)



県内における建設業の労働災害による死亡者数は、平成11年以降は3人から10人の間で増減を繰り返し、平成24年は昭和47年の統計以降初の0人となったが、平成25年は2人であった。

第2図 労働災害発生状況の推移(死亡)



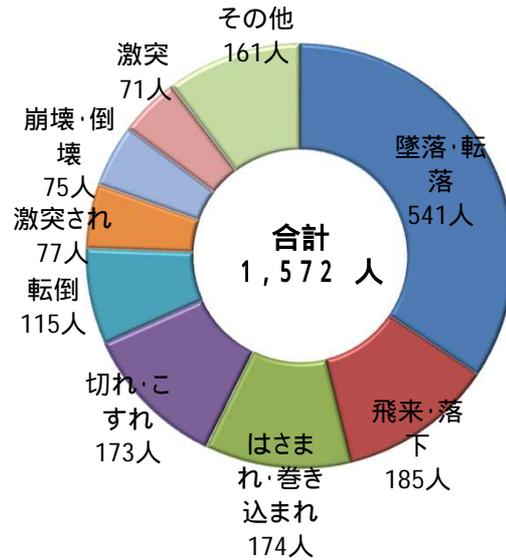
② 建設業における労働災害

(1) 事故の型

平成16年から25年までの10年間に発生した休業4日以上之死傷災害を「事故の型」別にみると、第3図に示すとおり、重篤な災害につながりやすい「墜落・転落」災害が約34%を占めるほか、「飛来・落下」災害や「はさまれ・巻き込まれ」災害も多く発生している。

- 1 墜落・転落(人が落ちること。車両系機械等とともに転落することを含む。) ……541人(34.4%)
- 2 飛来・落下(飛んでくるもの・落ちてくるものが人にあたること。) ……185人(11.8%)
- 3 はさまれ・巻き込まれ(挟まれ・巻き込まれる状態でつぶされ・ねじられること。) ……174人(11.1%)
- 4 切れ・こすれ(こすられること。こすられることにより切れること。刃物等により切れること。) ……173人(11.0%)
- 5 転倒(ほぼ同一平面上で転ぶこと。) ……115人(7.3%)
- 6 激突され(飛来・落下や崩壊・倒壊を除き物が人にあたること。交通事故を除く。) ……77人(4.9%)
- 7 崩壊・倒壊(立てかけて物、堆積した物、足場、建築物、地山等が崩れ落ち又は倒壊して人にあたること。) ……75人(4.8%)
- 8 激突(墜落・転落や転倒を除き人が物にあたること。車両系機械等とともに激突することを含む。交通事故を除く。) ……71人(4.5%)

第3図

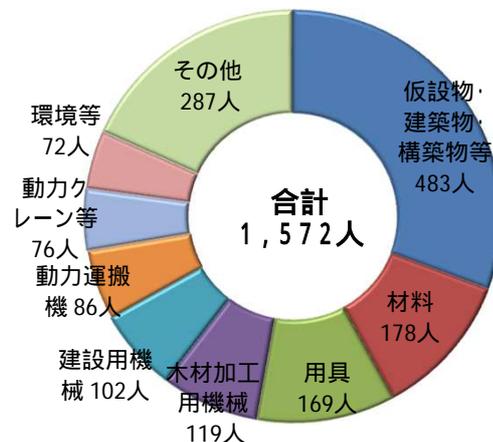


(2) 起因物

平成16年から25年までの10年間に発生した休業4日以上之死傷災害を「起因物」(災害発生のもととなったもの)別にみると、第4図に示すとおり、「墜落・転落」災害や「転倒」災害の起因物となることが多い「仮設物・建築物・構築物等」が約30%を占めるほか、重篤な災害につながりやすい「木材加工用機械」やいわゆる重機等(「建設機械等」「動力運搬機」「動力クレーン等」)に起因する事故も多く発生している。

- 1 仮設物・建築物・構築物等(足場、支保工、階段、開口部、屋根、作業床、歩み板、通路、建築物、構築物等) ……483人(30.7%)
- 2 材料(木材、鋼材、ねじ、釘、石、砂等) ……178人(11.3%)
- 3 用具(はしご、脚立、踏台、玉掛け用ロープ等) ……169人(10.8%)
- 4 木材加工用機械(丸のこ盤、かんな盤、チェーンソー等) ……119人(7.6%)
- 5 建設用機械(トラクターショベル、ドラグショベル、パワーショベル、くい打機、ローラー、コンクリートポンプ車、高所作業車等) ……102人(6.5%)
- 6 動力運搬機((トラック、ミキサー車、フォークリフト、コンベア等) ……86人(5.5%)
- 7 動力クレーン等(クレーン、移動式クレーン、エレベーター、建設用リフト等) ……76人(4.8%)
- 8 環境等(地山、岩石、立木、海、川、高温・低温環境等) ……72人(4.6%)

第4図



③ 建設業における死亡災害

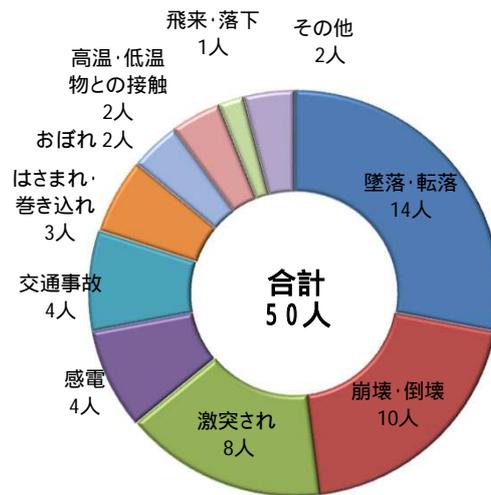
沖縄県内における建設業で、平成16年から25年までの10年間に発生した死亡災害について、その発生状況を分析したところ、次のとおりとなっている。

(1) 事故の型

死亡災害を「事故の型」別にみると、第5図に示すとおり、死傷災害の多発傾向と同様に「墜落・転落」災害が最多であるほか、「崩壊・倒壊」災害も死亡につながりやすい。

1 墜落・転落	14人(28.0%)
2 崩壊・倒壊	10人(20.0%)
3 激突され	8人(16.0%)
4 感電	4人(8.0%)
4 交通事故	4人(8.0%)
6 はさまれ・巻き込まれ	3人(6.0%)
7 おぼれ	2人(4.0%)
7 高温・低温物との接触	2人(4.0%)
9 飛来・落下	1人(2.0%)

第5図

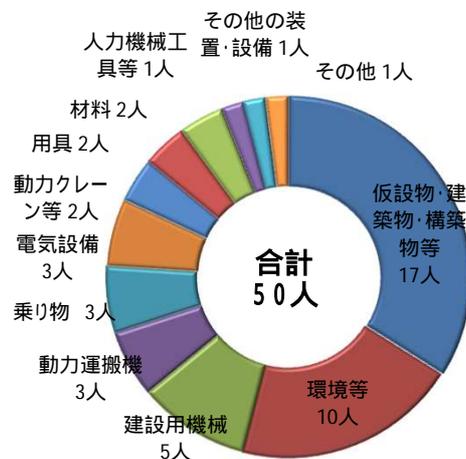


(2) 起因物

死亡災害を「起因物」別にみると、第6図に示すとおり、「墜落・転落」災害や「崩壊・倒壊」災害の起因物となることが多い「仮設物・建築物・構築物等」が34%を占める。

1 仮設物・建築物・構築物等	17人(34.0%)
2 環境等	10人(20.0%)
3 建設用機械等	5人(10.0%)
4 動力運搬機	3人(6.0%)
5 乗り物	3人(6.0%)
6 電気設備	3人(6.0%)
7 動力クレーン等	2人(4.0%)
8 用具	2人(4.0%)
9 材料	2人(4.0%)
10 人力機械工具等	1人(2.0%)
11 その他の装置・設備	1人(2.0%)

第6図

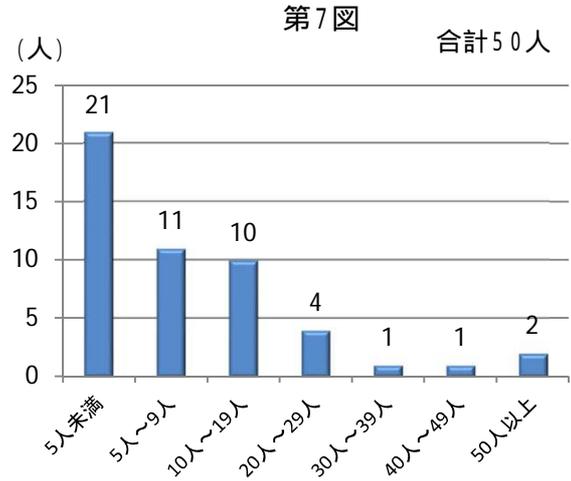


(3) 規模別

死亡災害が発生した事業場(店社)を規模(労働者数)別にみると、第7図に示すとおり多い順に、

5人未満の規模	21人(42.0%)
5人～9人の規模	11人(22.0%)
10人～19人の規模	10人(20.0%)
20人～29人の規模	4人(8.0%)
30人～39人の規模	1人(2.0%)
40人～49人の規模	1人(2.0%)
50人以上	2人(4.0%)

となっており、規模が小さい事業場(店社)で多発している。

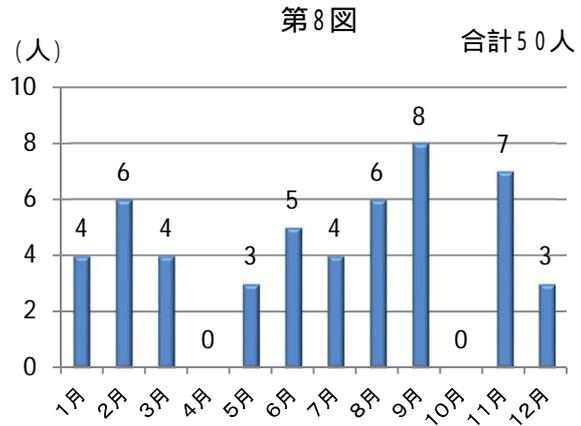


(4) 月別

死亡災害が発生した月別にみると、第8図に示すとおり、

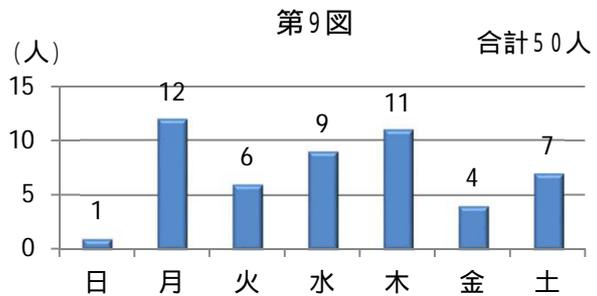
9月	8人(16.0%)
11月	7人(14.0%)
2月	6人(12.0%)
8月	6人(12.0%)

の順に多く発生している。



(5) 曜日別

死亡災害が発生した曜日別にみると、第9図に示すとおりとなっている。

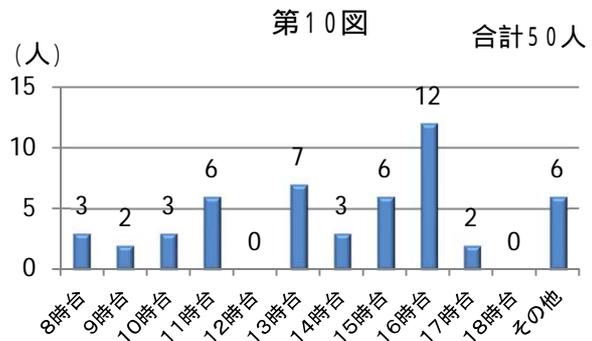


(6) 時刻別

死亡災害が発生した時刻別にみると、第10図に示すとおり、

16時台	12人(24.0%)
13時台	7人(14.0%)
11時台	6人(12.0%)
15時台	6人(12.0%)

の順に多く発生している。



(7) 年齢別

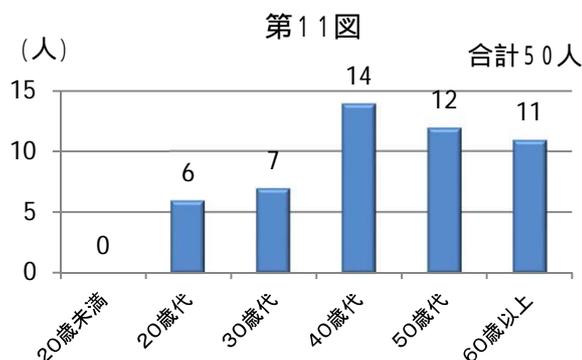
死亡災害に遭った労働者の年齢別にみると、第11図に示すとおり、

40歳代 14人(28.0%)

50歳代 12人(24.0%)

60歳以上 11人(22.0%)

の順で多く発生している。



(8) 職種別

死亡災害に遭った労働者の職種別にみると、第12図に示すとおり、

一般作業員 14人(28.0%)

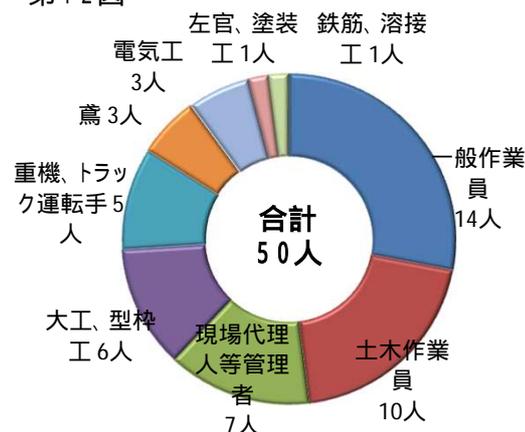
土木作業員 10人(20.0%)

管理者 7人(14.0%)

大工、型枠工 6人(12.0%)

の順で多く発生している。

第12図



(9) 経験年数別

死亡災害に遭った労働者の経験年数別にみると、第13図に示すとおり、

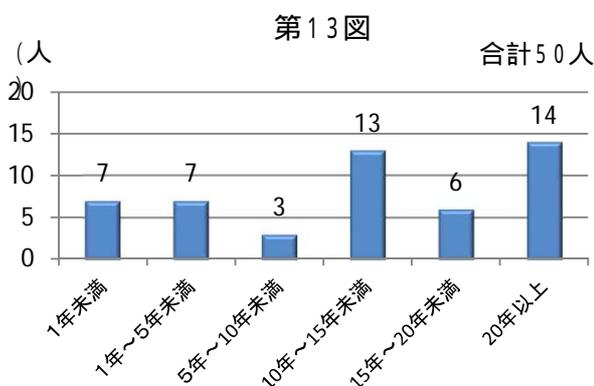
20年以上 14人(28.0%)

10年～15年未満 13人(26.0%)

1年未満 7人(14.0%)

1年～5年未満 7人(14.0%)

の順で多く発生している。



(10) 土木の工事種別

土木工事で発生した死亡災害は20人であり、建設業全体の40.0%を占める。

工事の種別をみると、第14図に示すとおり、

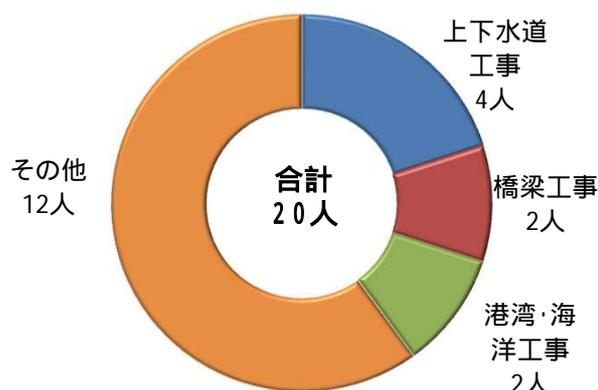
上下水道工事 4人(20.0%)

橋梁工事 2人(10.0%)

港湾・海洋工事 2人(10.0%)

の順で発生している。

第14図



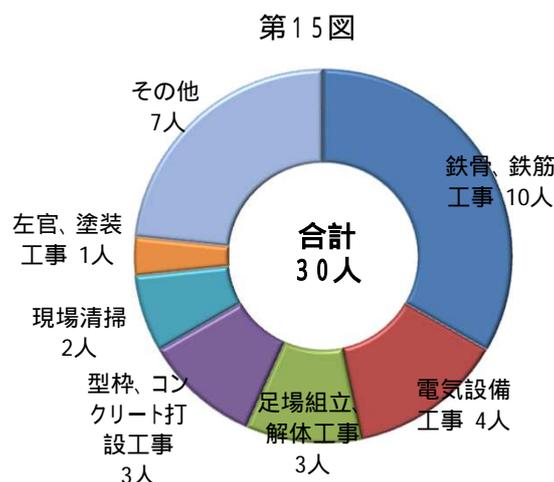
(11) 建築の工事種別

建築工事で発生した死亡災害は30人であり、建設業全体の60.0%を占める。

工事の種別をみると、第15図に示すとおり、

鉄骨、鉄筋工事	10人(33.3%)
電気設備工事	4人(13.3%)
足場組立、解体工事	3人(10.0%)
型枠、コンクリート打設工事	3人(10.0%)

の順で発生している。



(12) 墜落の高さ別(建築)

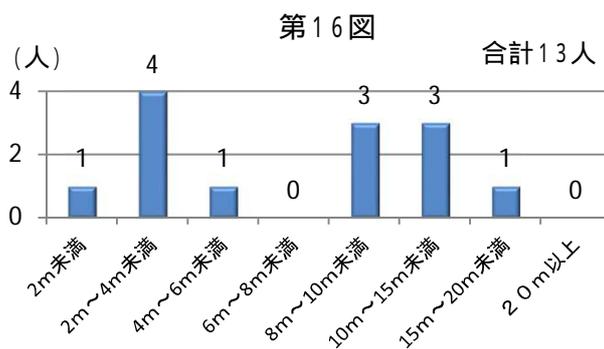
建築工事で発生した死亡災害のうち、墜落事故は13人である。

墜落の高さでみると、第16図に示すとおり、

2m ~ 4m未満	4人(30.8%)
8m ~ 10m未満	3人(23.1%)
10m ~ 15m未満	3人(23.1%)

の順で発生している。

墜落の高さが2m未満であっても、1人が亡くなっている。



(13) 工事の発注者別

死亡災害が発生した工事の発注者別にみると、第17図のとおり、

個人発注	11人(22.0%)
市町村発注	11人(22.0%)
法人発注	10人(20.0%)

の順に多く発生している。

公共・民間の別でみると、

公共工事	27人(54.0%)
民間工事	21人(42.0%)

となっている。

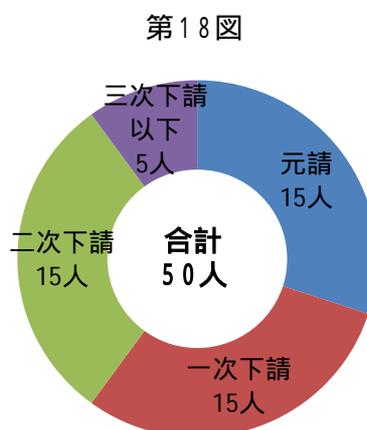


(14) 請負別

死亡災害が発生した工事の請負別にみると、第18図に示すとおり、

元請	15人(30.0%)
一次下請	15人(30.0%)
二次下請	15人(30.0%)
三次下請以下	5人(10.0%)

となっている。



(15) 法違反の有無

死亡災害について、事故発生原因に関する労働安全衛生法等違反の状況別にみると、第19図のとおり、

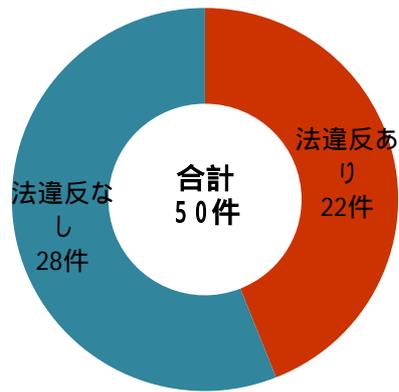
法違反あり 22件(44.0%)

法違反なし 28件(56.0%)

となっており、法定の最低基準の遵守はもとより、リスクアセスメント等による最低基準を超えた安全衛生管理が求められる。

なお、第19図の法違反は、死亡者1人に対し1件として示したものである。(以下、「第20図」も同様)

第19図



(16) 処分別

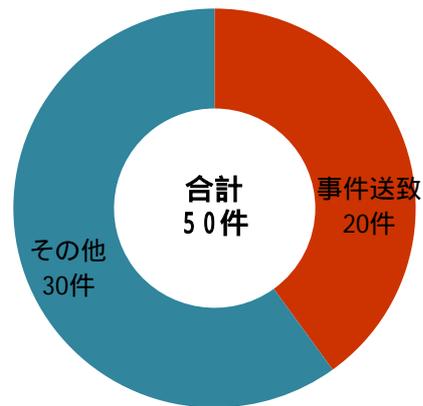
死亡災害が発生した事案について労働基準監督署における処分別にみると、第20図に示すとおり、

事件送致(送検) 20件(40.0%)

となっている。

「その他」には、行政指導や責任者死亡等が含まれる。

第20図



④ 過去5年間の主な死亡災害事例

(注) 各事例の【同種災害防止対策】は、当該事例についての具体的な原因に応じた対策ではなく、同種事例への一般的な対策を記載したものです。

事例1(墜落) 1月上旬 日曜日 電気工 (60歳代)

電線の引き込み作業の終了後に、2階から1階へ降りる際に、立入禁止となっているメンテナンス通路から3.7m下の床面に墜落したものの。

【同種災害防止対策】

立入禁止区域の設定に当たっては、障害を設け、明確に表示し、関係労働者(当該区域の付近で作業又は通行する可能性のある者)に対して十分に周知することにより、立入禁止を徹底すること。

近道反応(立入禁止区域内の通行)を防止するため、利用しやすい安全通路を設定し、関係労働者に対して十分に周知すること。

事例2(崩壊・倒壊) 12月下旬 水曜日 土木作業員 (40歳代)

住宅改修工事において、水道管布設のための溝(深さ約2m・幅約1m・長さ約8m)を掘削中に、溝の側面が崩壊し、溝内の作業員が埋まったものの。

【同種災害防止対策】

土砂が崩壊するおそれのある場合には、土止め支保工の設置等適切な土砂崩壊防止措置を講じること。

施行計画において、土止め支保工の組み立て手順等を作成し、関係労働者に周知すること。

事例3(激突され) 2月下旬 月曜日 土木作業員 (60歳以上)

建築物の基礎工事において、掘削のために法肩付近で作業していたドラグ・ショベルのバケットが、約1.5m下方の法尻付近で作業をしていた作業員の頭部等に激突したものの。

【同種災害防止対策】

ドラグ・ショベルの旋回範囲内は、立ち入り禁止とすること。

ドラグ・ショベルの旋回範囲内に労働者を立ち入らせる場合には、誘導者を配置し、ドラグ・ショベルを誘導させること。

事例4(熱中症) 8月中旬 火曜日 鳶工 (20歳代)

建築工事現場において足場の解体作業中、気分が悪くなり休憩していたが、症状が悪化したものの。

【同種災害防止対策】

作業管理、健康管理等による熱中症予防対策を講じること。

熱中症が疑われる場合には、症状の変化等に配慮し、必要に応じて早めに医療機関へ搬送すること。

事例5(感電) 7月下旬 土曜日 左官工 (30歳代)

建築物の外壁改修工事において、高圧配電線付近で左官作業をしていたところ、感電したものの。

【同種災害防止対策】

停電した状態で作業を行うこと。

高圧配電線等の充電電路に近接する場所で作業を行う場合は、当該充電電路に絶縁用防護具を装着し、かつ労働者に絶縁用防護具を着用させること。

リスクアセスメント等の実施

(労働安全衛生法第28条の2、安全衛生規則第24条の11)

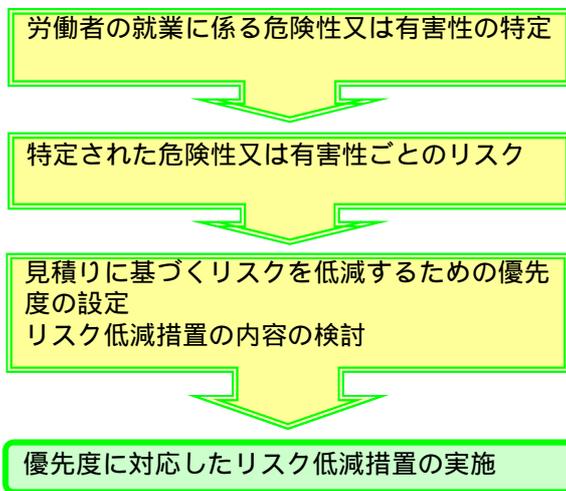
建設業の現場では、多種多様な作業が行われており、その実態や特性を的確にとらえた安全衛生対策が必要です。

労働災害防止のために事業者が構すべき措置義務について、従前から労働安全衛生法に定められていますが、これらは措置すべき最低の基準であり、最低基準を守っているだけでは、多種多様な個々の現場の安全衛生対策として万全ではありません。

そこで、多種多様な個々の危険性・有害性に対応するため、有効な手法の1つが**危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント等)**です。

リスクアセスメント等の定義

リスクアセスメント等とは、「危険性・有害性を特定し、これらによるリスクを見積り、そのリスクの低減に向けた優先度と措置内容を検討し、優先度に応じた措置を実施すること」をいいます。



* リスクとは……

特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の**重篤度**（ひどさ）と、負傷又は疾病の**発生可能性**の度合いの両者を組み合わせて見積るものです。

具体的な見積り方法は次頁の「リスクの見積り」を参考にしてください。

リスクの見積り

リスク低減の優先度を決定するため、危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度とそれらの発生の可能性の度合をそれぞれを考慮してリスクを見積もります。

■リスク見積りの例（マトリクスを用いた方法）

		負傷又は疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷又は疾病の発生可能性の度合	極めて高い	5	4	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

		優先度
5 4	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要あり 措置を講ずるまで作業停止 十分な経営資源を投入する必要あり
		3 2
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

➡ このほか、数値化による方法、枝分かれ図による方法などもあります。

労働災害を防止しましょう

労働災害は、ごく一部を除いて、職場環境のなかで業務に伴う「危険の芽」が顕在化して発生しており、いわゆる人災であって不可抗力ではありません。

建設現場には、

高いところでの作業であるのに手すりが無いなど墜落防止措置が不十分であること

安全帯や保護帽などの保護具を着用していないこと

木材加工用機械などの安全装置が不整備であること

材料や工具などが整理されず、つまずきのおそれや飛来・落下のおそれがあること

屋外作業であるのに、自然環境の変化(気温、湿度、風雨など)を考慮した十分な対策がとられていないこと

など様々な危険の芽が見受けられます。安全意識を高め、リスクアセスメント等の実施により、不安全状態や不安全行動を取り除いて労働災害を防止しましょう。

労働災害防止のポイント

経営トップや各級管理者は、労働災害の防止は事業者の責務であることを認識し、積極的に安全衛生管理活動を展開しましょう。

監督者や作業員など各労働者は、事業者が行う安全衛生管理活動について関心を持ち、積極的に協力しましょう。

元方事業者と関係請負人が連携し、リスクアセスメント等を実施しましょう。

足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」の実施や足場の設置が困難な場合の安全帯(救出に時間を要する場所等においては、ハーネス型安全帯)の使用等、高所作業中の墜落・転落防止対策を講じましょう。

車両系建設機械、移動式クレーン等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、使用する機械の種類及び能力、運行経路、作業方法等を示した作業計画を作成し、これに基づき作業を行いましょう。

新たに現場に就労する関係請負人の労働者に対して、現場全体の状況や現場内の危険箇所について周知しましょう。

WBGT値(暑さ指数)などによる職場の暑熱の状況の把握や水分・塩分の定期的な摂取などの熱中症予防対策を講じましょう。

安全衛生管理対策の推進に当たっては最寄りの労働基準監督署に相談するほか、建設業労働災害防止協会沖縄県支部、その他の災害防止関係団体、安全衛生コンサルタント、沖縄産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、健康診断機関、作業環境測定機関等を積極的に活用し、安全で快適な職場づくりに努めましょう。

労働安全衛生に関するお問い合わせは下記まで

那覇労働基準監督署 ☎098(868)3431 宮古労働基準監督署 ☎0980(72)2303

沖縄労働基準監督署 ☎098(982)1263 八重山労働基準監督署 ☎0980(82)2344

名護労働基準監督署 ☎0980(52)2691